

2022 年度第 1 回(通計 25 回)ISO18436-4 準拠 機械状態監視診断技術者(トライボロジー)

認証申請案内

1. 認証申請手続

認証申請に当たっては、認証料の払い込みおよび認証申請書類の提出が必要となります。

1.1 認証料

認証料は、カテゴリーに関係なく一律[会員(個人)*11,000 円(税込)、会員外 13,000 円(税込)]です。認証料の支払いは、同封の払込取扱票をご利用の上、下記に示すように郵便振替でお願い致します。振り込み手数料は、申請者の負担となります。一度振り込まれた認証料は、いかなる理由があっても返金できませんのでご注意ください。また、請求書および領収書の発行は行いませんので、ご了承ください。

* 会員資格の会員(個人)は一般社団法人日本機械学会の正員及び学生員に限ります。
特別員(法人会員)や他学会会員は含みません。

- ・支払方法 郵便振替
- ・郵便振替口座:00130-1-19018 番
- ・加入者名: 一般社団法人 日本機械学会

1.2 認証申請書類

認証申請にあたっては、表 1 に示すすべての書類(以下、まとめて認証申請書類)をご用意ください。必要事項をご記入の上、すべての書類を 2023 年 3 月 3 日(必着)までの間に下記送付先へ、「認証申請書類在中」と朱書きの上、送付してください。

簡易書留やレターパックなど追跡可能な送付をお勧めします。

送付先

〒169-0072 東京都新宿区大久保2丁目4番12号 新宿ラムダックスビル
(株)春恒社内 日本機械学会 機械状態監視資格認証事業委員会 事務局
電話: 03-5291-6231

(※詳細なお問合わせは (一社)日本機械学会 担当者まで joutai@jsme.or.jp)

表 1 認証申請のための必要書類

書類名	備考
①認証申請書	個人ページにてダウンロードし、署名欄への記入を行って下さい。
②誓約書	個人ページにてダウンロードし、必要事項を記入して下さい。
③訓練修了証明書(コピー可)	受験した資格認証試験実施日の前日以前に、訓練機関から発行された訓練修了証明書(コピー可)。
④申請者の写真 2 枚 (個人ページに顔写真ファイル登録した場合は不要です)	個人ページにて登録してください(任意)。登録しない場合は上半身無帽無背景のカラー写真(ポラロイド不可)。最近 6 か月以内に撮影したもの。寸法:縦 40mm, 横 30mm。写真の裏面に署名したものを認証申請書(①)に糊付けし、もう 1 枚はクリップ留めしてください。
⑤ 認証料振り込みの際の領収書	写し可

2. 認証書の発行

認証申請書類に不備がないかを審査し、不備がなければ認証書を2023年4月6日(予定)に発行致します。認証書は申請者の自宅に郵送致します。認証者の情報は、一般社団法人 日本機械学会 機械状態監視資格認証事業委員会の「認証者リスト」および「認証者ファイル」に記録し、保存致します。

また、日本機械学会のホームページ <https://www.jsme.or.jp/jotaiweb/>に認証者氏名を掲載します。

なお、認証申請書類に不備があった場合には、「認証書」は発行しませんが、認証申請者からの問い合わせがあった場合、認証資格を有する認証申請者に対しては、認証書を発行する方向で対処いたします。

3. 認証書の有効期間および更新

認証書の有効期間および更新については、次の通りです。

- ・有効期間： 認証書に記載された認証日から5年間。
- ・更新： 更新申請書および業務継続証明書を提出し更新料を払い込むことにより、さらに5年間更新。

ただし、以下の場合、認証は有効期間を経過する前に効力を失います。

- (a) 認証者が肉体的および／または精神的にその義務を果たせなくなった場合。
- (b) 非倫理的行動の証拠を当事業部会が認めた場合。

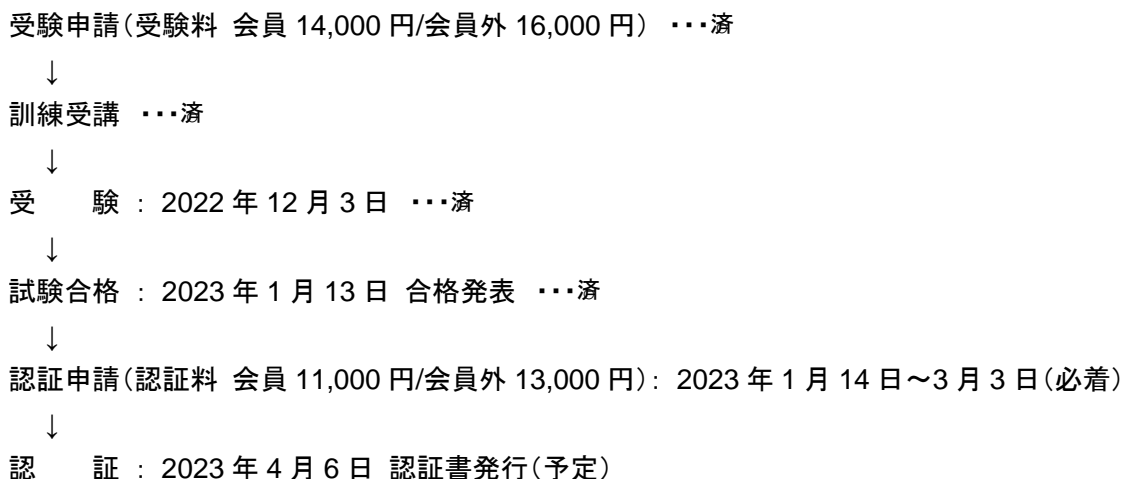
効力を失ったと当事業部会が判断した認証者に対しては、認証を取り消します。

認証を取り消された方は、認証を取り消された日から2年間は新たな認証を受けることができません(この期間を“認証停止期間”と称します)。

認証を取り消された方で再度認証を希望される方は、認証停止期間終了後に改めて認証試験を受験してください。その際、訓練の新たな受講は必要ありません。

4. 認証までの流れ

受験申請から認証までの流れを整理すると、以下のようになります。



付録

ISO 18436-4 :2009 附属書A(引用)

倫理規定

ISO 18436 のこのパートに従って認証を受けた者は、国際的原理に従って人間としての高潔さとプロ(professional)としての能力の教訓を認識すべきである。したがって、認証を取得した技術者は、

- a) 環境, 安全, 健康, 公共福祉に関心を持って, プロとしての義務を果たす。
- b) 訓練と経験に関連する測定・解析のみを請け負い, 補償を求められた場合には, その要求に耐える専門家との契約を勧める。
- c) 理性ある態度と公明正大な業務活動で同僚, 顧客, 関係者と接する。
- d) 公共の福祉に照らして, 雇用主, 顧客, 同僚, 一般大衆から知り得た情報は絶対守る。
- e) 根拠のない文書の作成および ISO 18436 のこのパートに基づいた認証プログラムに反するような非倫理的行動はしない。
- f) 非技術的な権威により技術的判断が覆されたことに派生する, 不利な結論についても雇用主や顧客に示す。
- g) 雇用主や顧客との利権闘争(conflicts)は避ける。作業の履行に関してその様な闘争が発生した場合, 状況を関係者に迅速に伝える(inform)。
- h) 状態監視のための測定・解析技術の適切な遂行に必要な技術的知識の新たな修得を行い, 技能の維持に努める。

以 上